

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月22日（平成28年（行個）諮問第190号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行個）答申第57号）

事件名：本人に係る特定の訴訟に関して行政部内で作成された文書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした各決定は、妥当である。

文書1 平成25年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）に関して行政部内で作成された文書

文書2 平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁）に関して行政部内で作成された文書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年7月13日付け東労発総個訂第28-1号及び第28-2号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各不訂正決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報の内容が事実でないと思料されるので、訂正を求める。

利用目的を達成済みであると否とにかかわらず、事実と異なる情報は訂正されなければならない。

（2）意見書

ア 法27条の訂正請求権と法29条の訂正義務について

（ア）法27条は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等について、訂正を請求することができるとしている。そして、当該保有個人情報は、当該行政庁が行政処分その他の行政行為等（以下、第2において「行政行為等」という。）をするに当たって、その利用

目的の達成のために作成・保有したものである。従って、行政庁の保有個人情報、全て利用目的の達成に必要な範囲内ということになる（法3条より）。

(イ) また、開示決定により開示される保有個人情報は、行政行為等にかかるものであるから、行政行為等がされた（利用目的達成）後の保有個人情報が開示されることになる。そうして開示された保有個人情報について、法27条は訂正請求を認めているのである。

(ウ) 総務省行政管理局監修の解説書は、「評価」に関する情報の取扱いについて、「訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。・・・訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。」と解説している。

(エ) 上記(ウ)の解説から、評価・判断がされた後のもの、即ち、行政行為等がされた後の保有個人情報についての「事実」に対して、「訂正」がされるとしていることが認められる。

(オ) 従って、法29条の訂正義務は、利用目的の達成された後のもの、即ち、行政行為等がされた後の開示された保有個人情報の「事実と異なる情報」について、訂正の対象としていると解される。

イ 理由説明書の3(2)ウについて

(ア) 諮問庁は、「・・・訴訟が終結した時点でその利用目的を達成しており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。」としている。

つまり諮問庁は、訴訟の終結時がその利用目的の達成時であり、終結したものについて開示された保有個人情報は、その利用目的を達成しているから、訂正の対象とはならないとしている。

(イ) 諮問庁は、「利用目的の達成に必要な範囲内で」ということを、利用目的の達成する以前（行政行為等がされる前）と解していると思われる。しかし、このような「必要な範囲」を達成時前とする時期による解釈は法3条とも異なっており、かつ、法27条とも整合しないと考える。

なによりも、上記ア(ウ)の解説にあるように、評価・判断された後（本件では訴訟終結後）に開示されたものについての「事実」に関して訂正は行われる、としていることとそごがある。

(ウ) 諮問庁の不訂正の理由によれば、開示決定されるものはほぼ全て行政行為等後の保有個人情報と考えられるから、訂正が認められる場合はなくなってしまう。これでは法27条の訂正請求権は何の意

味もないことになるのではないか。いつ開示決定されたものなら訂正が認められるのか。

(エ) 上記記したとおり、訴訟終結後に開示決定された保有個人情報について、事実と異なるものは訂正が認められなければならない。

ウ 理由説明書の3(2)エについて

(ア) 諮問庁は、「・・・その目的は当該訴訟において提出した資料の記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。」としている。

(イ) 諮問庁のいうように、その目的は「あるがままの形で保存することにある」とすると、誤った情報もそのままの形で保存されるということか。理由の「ウ」も「エ」も訂正しないことでは結果は同じであるから、結局、訴訟の記録に限らず行政行為等の記録は、全て訂正は認められないということか。それでは利用目的の達成には事実であることを必要としないということにならないか。

(ウ) 「あるがままの形」の記録が事実と異なっている場合、訂正は認められないのであろうか。上記ア(ウ)の解説書は、「具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。」と解説している。そうであれば、訴訟の記録は、過去の事実の記録に相当すると思われることから、過去の事実に基づく訂正請求は認められる余地があると考えられる。訂正請求権はあるが、しかし訂正の機会がないというのでは、法の趣旨に反すると考える。

(エ) 訴訟に提出されたものは、その内容が事実であってもなくても、書証としてそのまま保存されていると思うが、本件で訂正を請求している保有個人情報は、いずれも当該訴訟に提出されていないものである。

本件は、それら各保有個人情報の事実と異なっている箇所について、過去の事実に基づいて訂正を求めるものであるから認められるべきである。

エ 以上、本件各訂正請求は、法29条に基づいて訂正が認められるべきものであるから、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人(以下、第3において「請求人」という。)は、平成28年6月16日付けで、処分庁に対して、法28条1項に基づき、「平成25年(行ウ)第X号の訴訟(東京地裁)に関して行政部内で作

成された文書」及び「平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁）に関して行政部内で作成された文書」に係る訂正請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が平成28年7月13日付け東労発総個訂第28-1号及び同第28-2号により不訂正決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、同年10月11日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、処分庁が平成28年3月18日付け東労発総個開第27-755号及び同第27-756号により部分開示決定を行った「平成25年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）及び平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁）に関して、行政部内で作成された文書（含表紙等。ただし、裁判所に提出された文書は除く。）」である。

- (2) 本件対象保有個人情報に係る法29条の訂正義務

ア 法29条は「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報は、請求人が処分庁から行われた本件対象保有個人情報の部分開示決定処分の取消しを求めて、国を被告として提起した訴訟（平成25年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）及び平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁））に関して、国が当該訴訟を追行するため、東京地裁又は東京高裁に提出した文書に記載された情報である。

ウ 上記イの訴訟について、平成25年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）については平成26年特定月日、原告の請求を棄却する旨の判決の言渡が行われており、平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁）については、平成27年特定月日a、控訴人の請求を棄却する旨の判決の言渡が行われており、平成27年特定月日bまでに上訴されなかったことから判決が確定し、訴訟は終結している。

したがって、本件対象保有個人情報の利用目的にかんがみると、当該情報は、個人情報の部分開示決定の是非を争って、東京高裁判決において請求人の申立が棄却され行政処分が確定し、訴訟が終結した時点でその利用目的を達成しており、もはや訂正の可否を論じる対象とはなり得ないものである。

エ また、本件対象保有個人情報については、訴訟終了後も引き続き東京労働局において保存期間を延長して現在も保有しているものであるが、その目的は当該訴訟において提出した資料の記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

オ 以上により、本件訂正請求については、保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないことが認められることから、法29条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月1日 審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成28年3月18日付け東労発総個開第27-755号及び第27-756号により開示決定された本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

処分庁は、当該保有個人情報の利用目的は訴訟追行のためであり、当該保有個人情報においてはその利用目的を達成済みであることから、法に基づく訂正請求とは認められないとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、

①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が審査請求人を本人とする保有個人情報の部分開示決定処分の取消しを求めて、国を被告として提起した訴訟に関し、行政部内で作成された文書に記録された情報であると認められる。

本件対象保有個人情報に対して審査請求人が求める訂正請求の内容は、別紙のとおり多様な内容となっているが、例えば、請求事項1の④で訂正を求めている月日のように、いずれも法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当する情報であると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

(2) 諮問庁は、理由説明書において、文書1及び文書2は、審査請求人が国を被告として提起した訴訟（平成25年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）及び平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁））に関して、国が当該訴訟を追行するため、東京地裁又は東京高裁に提出した文書であるとしているが、審査請求人は、意見書において、「本件で訂正を請求している保有個人情報は、いずれも当該訴訟に提出されていないものである」と主張する。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1は平成25年5月、東京労働局長から法務省大臣官房訟務総括審議官及び東京法務局長に対して回報した「調査回報」に添付された「本件の概要」であり（これは、厚生労働省労働基準局長宛て報告した労災保険に係る訴訟に関する報告文書にも添付されている。）、文書2は平成27年4月2日付けで、東京労働局長から厚生労働省労働基準局

長宛て報告した労災保険に係る訴訟に関する報告文書に添付された「審査請求人事件の概要」であり、いずれも裁判所に提出されたものではないとのことであった。

(3) その上で諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書1及び文書2は、当該訴訟において、訴訟経過を取りまとめた経過報告の文書であって、訴訟追行に当たり、組織としての状況把握を目的として東京労働局の担当官が作成した文書である。

平成25年(行ウ)第X号の訴訟(東京地裁)については、平成26年特定月日、原告の請求を棄却する旨の判決の言渡が行われており、平成26年(行コ)第Y号の訴訟(東京高裁)については、平成27年特定月日a、控訴人の請求を棄却する旨の判決の言渡が行われており、平成27年特定月日bまでに上訴されなかったことから判決が確定し、訴訟は終結している。

したがって、本件対象保有個人情報の利用目的に鑑みると、当該情報は、東京地裁又は東京高裁に提出した文書に記録された保有個人情報と同様、個人情報の部分開示決定の是非を争って、東京高裁判決において審査請求人の申立てが棄却され行政処分が確定し、訴訟が終結した時点でその利用目的を達成しており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。

また、本件対象保有個人情報については、訴訟終結後も引き続き東京労働局において保有しているものであるが、その目的は当該訴訟に関連する資料の記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

(4) 上記(3)の諮問庁の説明を踏まえると、本件対象保有個人情報については、審査請求人が提起した訴訟が終結し確定した段階において当初の利用目的を達成しており、当初の利用目的を達成した後においては、東京労働局は、当該訴訟に関連する資料の記録としてこれを保有しているにすぎないものと解され、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

したがって、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、本件対象保有個人情報に対する訂正請求を認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした各決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

審査請求人が求める訂正請求事項

1 文書1について

- ① 「末日」を「下旬」に訂正
- ② 「別表1の2」の前に「第35条」を追加
- ③ 「業務上の」を削除
- ④ 「6月6日」を「4月18日付（6月6日受理）」に訂正
- ⑤ 「取消」を削除
- ⑥ 「6日」を「9日」に訂正
- ⑦ 「平成15年10月6日」を「平成18年12月5日」に訂正
- ⑧ 「平成16年」を「平成19年」に訂正
- ⑨ 「91号証」の次に「及び丙第1号証から3号証」を追加
- ⑩ 「（閲覧）」を「（原告は閲覧を求めたが拒否）」に訂正
- ⑪ 「平成16年2月1日」を「平成19年1月17日受付」に訂正
- ⑫ 「不」を削除
- ⑬ 「各」を削除
- ⑭ 「各」を削除
- ⑮ 「不」を削除
- ⑯ 「章」を「書」に訂正

2 文書2について

- ① 「末日」を「下旬」に訂正
- ② 「別表1の2」の前に「第35条」を追加
- ③ 「業務上の」を削除
- ④ 「6月6日」を「4月18日付（6月6日受理）」に訂正
- ⑤ 「取消」を削除
- ⑥ 「6日」を「9日」に訂正
- ⑦ 「平成15年10月6日」を「平成18年12月5日」に訂正
- ⑧ 「平成16年」を「平成19年」に訂正
- ⑨ 「91号証」の次に「及び丙第1号証から3号証」を追加
- ⑩ 「（閲覧）を行った」の次に「（閲覧は拒否）」を追加
- ⑪ 「平成16年2月1日」を「平成19年1月17日」に訂正
- ⑫ 「章」を「書」に訂正
- ⑬ 「各」を削除

(注) 別紙は、当審査会において、審査請求人が求める訂正請求事項を整理して記載したものである。